

被扶養者として認定されるための条件

被扶養者として認定されるためには、原則として国内に居住していて、「親族の範囲」と「収入」について一定の条件を満たしている必要があります。

被扶養者として認められる親族の範囲

被扶養者となる家族の範囲は、三親等内の親族と決められています。さらに、同居・別居により、条件が異なります。

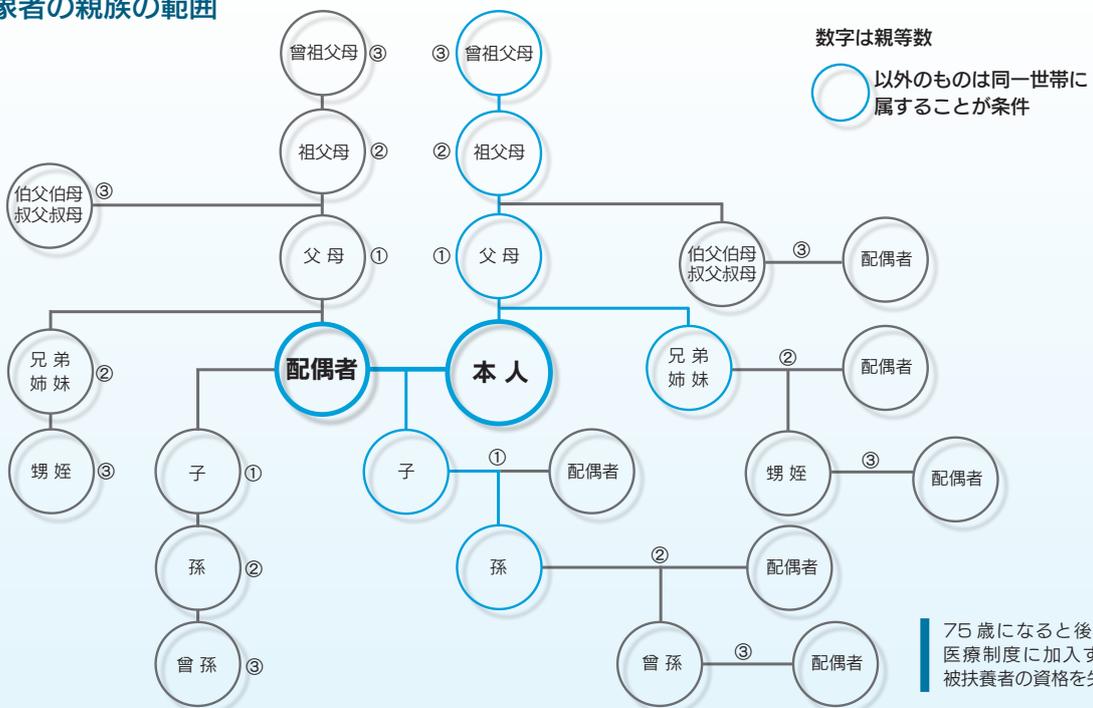
同一世帯でも別世帯でもよい人

- ① 配偶者（内縁でもよい）
- ② 子、孫
- ③ 兄弟姉妹
- ④ 父母などの直系尊属

同一世帯が条件の人

- ① 左記以外の三親等内の親族
- ② 内縁の配偶者の父母および子
- ③ 内縁の配偶者死亡後の父母および子

認定対象者の親族の範囲



被扶養者として認められる収入の限度

被扶養者となるためには、「主として被保険者の収入によって生活していること」が必要です。具体的には次のような基準が定められています。

同一世帯の場合

対象者の年収が 130 万円（60 歳以上または障害者は 180 万円）未満で、被保険者の収入の 2 分の 1 未満であること

別世帯の場合

対象者の年収が 130 万円（60 歳以上または障害者は 180 万円）未満で、かつ、その額が被保険者からの仕送り額より少ないこと

※仕送りについて

- ・ 年間の仕送り額…被扶養対象者の年収を上回る額
- ・ 仕送りの頻度…1 カ月ごと
- ・ 仕送り証明…金融機関の振込控え、通帳コピー等（手渡しは認めません）

こうした条件をクリアしている人について健康保険組合が総合的に判断し認定します。



被扶養者認定に必要な提出書類一覧

提出書類に基づき、健康保険組合にて扶養認定の審査を行います。認定要件を満たしていない場合は、被扶養者として認定されません。扶養申請対象者との関係や収入の状況によっては、下記以外の証明書類の提出を求められることがあります。

| 添付書類 | 被保険者から見た扶養申請対象者の続柄 | 別世帯可(注1) | | | | 同一世帯のみ | 備考 | | |
|---------------------|---------------------|-------------------------------------|--|--------------|-----------|-----------------|------------------|--------------|---|
| | | 配偶者(注2) | 父母・祖父母(注3) | 子・兄弟姉妹・孫(注3) | | 3左記以外の親等内親族(注3) | | | |
| | | | | 修了者 | 義務教育以下中学生 | | | | |
| 必須書類 | 被扶養者(異動)届 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | マイナンバー記載必須 | | |
| | 被扶養者申請に伴う状況届 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 添付書類【該当する項目を確認して添付】 | 収入あり・なし | 住民税(非)課税証明書(コピー不可) | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | △高校生は不要 | |
| | | 収入あり | 認定基準内の収入で就労 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 給与収入以外の場合は、確定申告第1表・第2表(写)と収支内訳書または青色申告決算書(写)を提出 |
| | | | 雇用契約書・労働条件通知書(コピー) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 年金を受給 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 受給している年金(すべて) |
| | その他の収入 | 収入額を証明する書類 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 自営業・不動産収入等 | |
| | 生計維持の確認 | 失業給付を受給しない | 退職票1および退職票2(コピー) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 失業等給付受給・非受給に係る誓約書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 失業給付の給付制限期間 | 退職票1および退職票2(コピー) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 受給資格者証(両面のコピー) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 支給制限期間の記載のあるもの |
| | | 失業給付を受給延長 | 失業等給付受給・非受給に係る誓約書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | 退職票1および退職票2(コピー)または受給者資格者証(両面のコピー)、入手次第、受給延長通知書(コピー) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 失業給付を受給満了 | 失業等給付受給・非受給に係る誓約書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 失業給付を受給満了 | 受給資格者証(両面のコピー) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 受給終了日の記載のあるもの |
| | 雇用保険未加入 | 雇用保険未加入である旨記載の退職証明書(コピー) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 公務員は辞令(写し) | |
| | 学 生 | 有効期限が表示されている学生証のコピー、または在学証明書(コピー不可) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 夫婦共同扶養(共稼ぎ) | 配偶者の収入の証明書類 | | | △ | △ | | 配偶者が被扶養者でない場合は提出 | | |
| 国内居住の確認 | 日本在住 | 続柄記載の住民票(コピー不可) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 世帯全員の記載があるもの | |
| | 海外在住 | 被保険者との続柄が分かる公的書類 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 戸籍謄本等 |
| | | 現況申立書(海外在住者用) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 国内居住要件の例外に該当することの証明 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | (注4) | |

○印 必ず提出 △印 該当する人は必ず提出

注1：扶養申請対象者と被保険者が別世帯の場合は、生計維持確認のため、送金を証明できる書類(直近3カ月分)、被保険者との続柄を証明する書類(戸籍謄本等)を提出してください。

手渡し、受取人が作成した領収書、数か月分まとめて送金することは認められません。銀行口座等への振込や現金書留等、公的に送金されていることが分かる方法で、毎月送金していることが必要です。

被保険者と扶養申請対象者が同居していても、世帯分離している場合は、同一世帯ではありませんので送金が必要です。

注2：婚姻による申請の場合は、婚姻届受理証明書等婚姻日のわかる公的書類を添付してください。内縁の配偶者は住民票を添付してください。

表記上『内縁の妻(夫)・未届けの妻(夫)』でない場合は、重婚でない旨の確認として各々の戸籍謄本等も添付してください。

注3：扶養申請対象者が別居の父母・祖父母・兄弟姉妹・孫の場合、同一世帯が要件となっている3親等以内の血族・姻族の場合は、被保険者以外に申請対象者を扶養する方がいる場合は、認定されません。

注4：日本に在住していない場合は、被扶養者と認められませんが、例外として、外国に留学する学生や外国に赴任する被保険者に同行する家族は、認定される場合があります。国内居住要件の例外に該当する扶養申請対象者の場合は、例外に該当することを証明する書類を提出してください。

| 国内居住要件の例外 | 証明書類 |
|---|-------------------------------|
| ① 外国において留学する学生 | 査証、学生証、在学証明書、入学証明書等 |
| ② 外国に赴任する被保険者に同行する者 | 査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等 |
| ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 | 査証、ボランティア派遣期間の証明、ボランティア参加同意書等 |
| ④ 被保険者が外国に赴任している間に、当該被保険者との身分関係が生じた者 | 出生や婚姻等を証明する書類 |
| ⑤ ①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して、日本国内に生活の基礎があると認められる者 | 厚生労働省に相談しつつ個別に判断 |

注意：① 公的書類は3カ月以内に発行された原本を提出してください。

② 雇用保険の失業給付を受給開始された場合、扶養異動届の提出が必要です。

(基本手当日額が3,612円(60歳以上もしくは障害年金を受給している方は5,000円)未満の場合は不要。)

③ 外国語で作成された書類は、翻訳者の住所・氏名(署名もしくは記名押印)および翻訳日が記載された日本語の翻訳文を添付してください。

5日以内に健康保険組合に届出を

健康保険組合は届出をもとに、被扶養者となるための条件を満たしているかを判定します。そのため、被扶養者にしたい人がいる場合は「被扶養者（異動）届」に該当事項を記入し、必要書類を添えて届け出てください。また、新しく被扶養者が増えたときや、被扶養者が該当しなくなったときも、その都度5日以内に健康保険組合に届出を行うようにしてください。

原則的に事実発生日から5日以内の届出ですが、当健康保険組合ではご申請内容に応じて審査認定いたします。

Q&A

Q 国民健康保険に入っている父母を私の被扶養者にしたいのですが？

A 被扶養者と認められるためには、被保険者によって実際に扶養されていることが必要です。たとえば、両親の保険料を払わずにすむといった理由では認められません。

Q 雇用保険の失業給付を受けている配偶者を被扶養者にすることはできますか？

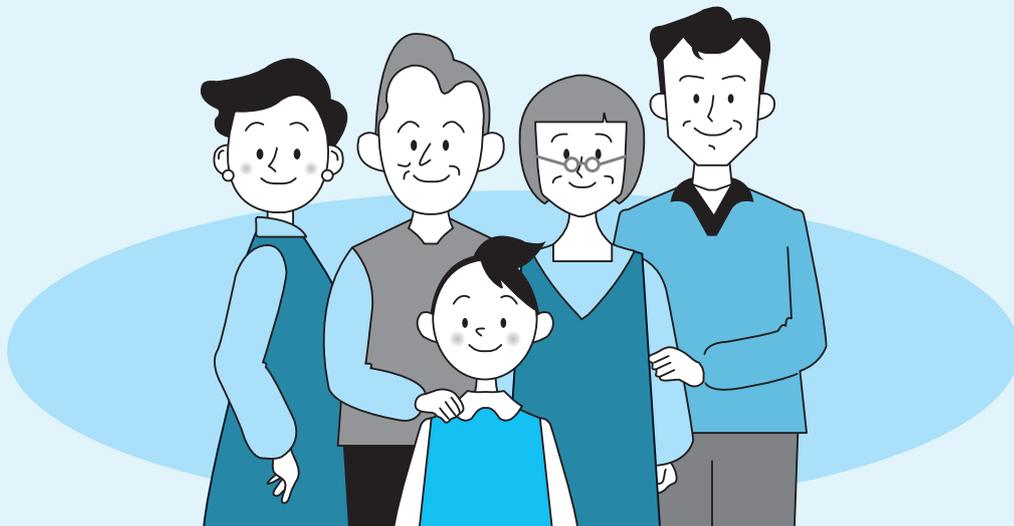
A 失業給付を受けている間は、原則として「主として被保険者の収入によって生活している」とは考えられませんので、一般的には被扶養者と認められません。ただし、失業給付が少額^{*}であれば、認められます。なお、待期・給付制限期間中は、収入がないため被扶養者となることができます。

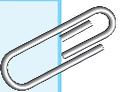
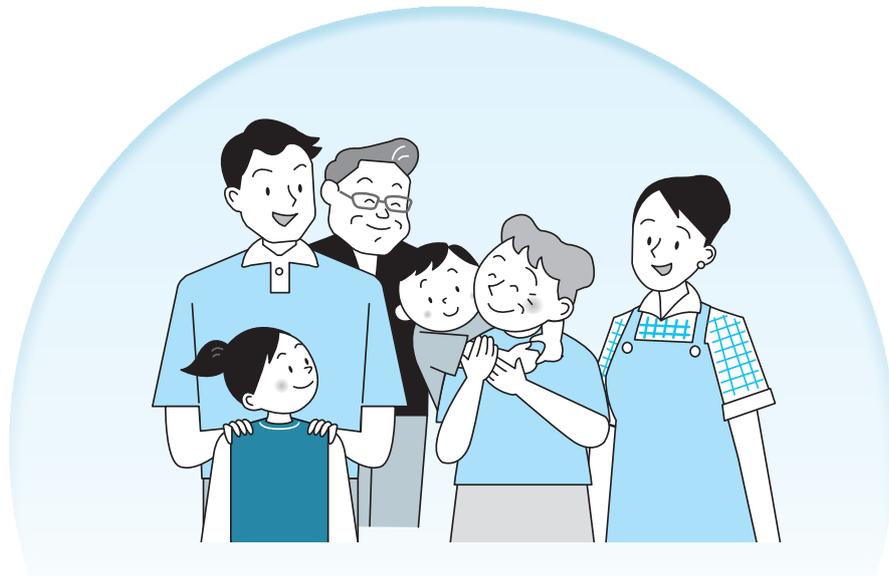
^{*}60歳未満の方は基本手当日額が3,612円未満、60歳以上または障害者の方は基本手当日額が5,000円未満

Q 被扶養者の認定対象者の「収入」とは、どのようなものが該当しますか？

A 被扶養者の収入とは、原則として次に示すような継続的に生じる収入のすべてを含みます。

給与収入（賞与・交通費等を含む総収入）、事業所得（必要経費を差し引いた額）、投資収入、利子収入、個人年金、公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金、船員保険年金、厚生年金基金等課税対象ではない遺族年金、障害年金、恩給等も含まれます）、不動産賃貸収入（土地、家屋、車庫等）、雇用保険失業給付金、傷病手当金、出産手当金、その他実質的に収入と認められるものただし、退職金や出産育児一時金など一時的な収入は含みません。





Q 税法上、扶養控除の対象としている家族は健康保険でも扶養家族として認められますか？

A 税法上の扶養は前年度（1月から12月）の年間収入をみますが、健康保険上の扶養認定は、申請時点より今後1年間にどのくらい収入があるかで判断します。また、税法上と健康保険上では収入の認定基準も異なっており、健康保険の認定基準は60歳未満の方は年収130万円未満（月額108,334円未満）、60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する障害のある方は180万円未満（月額150,000円未満）の方が対象となりますので、年収（パート・アルバイト等）が130万円を超えた時点で扶養から外れるのではなく、収入が1カ月あたり108,334円（108,334円×12カ月=1,300,008円）見込まれるようになった時点で、削除の手続きが必要となります。

Q 事実発生から1カ月以上経過して被扶養者の申請をした場合、健保組合に到着した日が認定日となると、認定日より前に医療機関で受診した場合の医療費はどうなりますか？

A 認定日より前の医療費については全額自己負担となりますので、申請はすみやかにお願います。なお、被扶養者の認定日は、健康保険証に記載されています。

